

平成24年3月5日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

欠損金繰越控除制度の改正

—平成23年度法人税制改正—

◎ 改正前の制度

(1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除

法人の過去7年以内の各事業年度において発生した欠損金額（すでにこの制度により控除等を受けた金額を除く）がある場合には、その欠損金額相当額をその事業年度の所得金額を限度として、その事業年度の損金に算入する。ただし、欠損が発生した事業年度について青色申告書を提出し、かつ、その後連続して確定申告書を提出することが適用要件。

(2) 災害による損失金の繰越控除

法人の過去7年以内の各事業年において発生した欠損金額（上記（1）の適用があるものを除く）のうち棚卸資産、固定資産、一定の繰延資産について震災・風水害・火災等の災害により生じた一定の欠損金額があるときは、その欠損金額相当額をその事業年度の所得金額を限度として、その事業年度の損金に算入する。ただし、欠損が発生した事業年度についてその欠損金の額の計算に関する明細を記載した確定申告書（白色可）を提出し、かつ、その後連続して確定申告書を提出することが適用要件。

◎ 改正点Ⅰ・・・欠損金の繰越期間の延長

上記（1）、（2）について、「過去7年以内の各事業年度」⇒「過去9年以内の各事業年度」に繰越期間延長。ただし、平成20年3月31日以前終了事業年度において発生した欠損金については従来通り繰越期間7年。

◎ 改正点Ⅱ・・・帳簿書類保存要件の追加

上記（1）、（2）の適用を受けるための要件として、「欠損金が発生した事業年度の帳簿書類の保存」が追加。

◎ 改正点Ⅲ・・・大法人等の繰越控除の制限

資本金1億円以上の法人、又は資本金5億円以上の法人の100%子会社等は、平成24年4月1日以後開始事業年度から、上記「（1）青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除」について、損金の額に算入できる欠損金の額がその事業年度の所得金額の80%までに制限。

例) 平成22年4月1日～平成23年3月31日…欠損金200

平成23年4月1日～平成24年3月31日…所得金額50⇒50-50（繰越欠損金控除）

⇒課税所得0（繰越欠損金額200-50=150）

平成24年4月1日～平成25年3月31日…所得金額50⇒50-50*80%（繰越欠損金控除）

⇒課税所得10（繰越欠損金額150-40=110）